

## 災害時における無線通信の協力に関する協定

横浜市港北区（以下「甲」という。）と横浜市アマチュア無線非常通信協力会港北区支部（以下「乙」という。）の間において、災害時における無線通信の協力等に関し、次のように協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生する恐れがあり、区本部と地域防災拠点等との間で、甲が設置するアマチュア無線局の無線設備（以下「無線設備」という。）を活用し、災害情報等を無線通信する必要がある場合に、甲が乙に対して協力を要請する内容、手続等を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）災害 地震、風水害及び大規模火災その他災害策基本法第2条第1号に掲げる災害をいう。
- （2）区本部 甲が横浜市港北区役所総務課に設置する港北区災害対策本部又は港北区災害対策警戒本部をいう。
- （3）区本部長 港北区災害対策本部が設置された場合の港北区長又は港北区災害対策警戒本部が設置された場合の港北区副区長をいう。
- （4）地域防災拠点 横浜市が指定避難所として指定している港北区内の小中学校をいう。

### （協力の要請）

第3条 区本部長は、区本部と地域防災拠点又はその他の場所において、災害情報等を無線通信する必要があるときは、乙に対し、協力を要請することができる。

### （協力要請の手続き）

第4条 前条の規定による協力を要請する場合の手続は、港北区総務課長が担当し、乙の長（以下「支部長」という。）に対して、電話連絡等により要請するものとする。

- 2 前項の規定による協力要請の手続を速やかに行うため、甲乙両者は互いに緊急時の連絡先等を確認し、適宜更新するものとする。

(協力の内容)

第5条 前条第1項の規定による要請を受けた支部長は、安全確保のために必要な措置をとり、乙の会員を区本部、地域防災拠点又はその他必要な場所に配備し、無線設備を活用した災害情報等の無線通信に協力するものとする。

2 乙は、次の災害情報等を無線通信し、区本部に提供するものとする。

- (1) 地域防災拠点の開設状況、避難者数及び負傷者数並びに必要な物資等に関すること。
- (2) 地域防災拠点周辺の被害状況、道路状況に関すること。
- (3) 医療機関の開設情報に関すること。
- (4) 医療救護活動に必要な情報に関すること。
- (5) その他区本部長が必要と認めた情報に関すること。

(無線設備の整備)

第6条 甲は、次の場所に無線設備を整備し、維持管理を担当するものとする。

- (1) 港北区役所総務課
- (2) 地域防災拠点
- (3) その他港北区長が必要と認めた場所

(平常時の協力体制)

第7条 甲及び乙は、災害時における災害情報等の円滑な収集及び伝達を図るため、平常時から相互に協力するものとする。

2 乙は、第5条第2項に規定する災害情報等を円滑に無線通信するため、甲から協力の要請があった場合は、地域防災拠点等で実施される訓練に参加し、通信訓練を実施するものとする。

(補償)

第8条 第5条第1項及び第2項の規定により、無線通信中の乙の会員が死亡し、又は負傷した場合の補償は、横浜市消防団員等公務災害補償条例（平成9年10月横浜市条例第60号）の規定による。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は内容に疑義が生じた場合は、その都度港北区長と支部長が協議して定める。

(有効期間)

第10条 協定の有効期間は5年とし双方に異議なければ、ふたたび5年間継続する。

(附則)

第 11 条 「災害時に備えたアマチュア無線機器の円滑な運用に関する協定」(平成 27 年 5 月制定)は廃止とする。

この協定の成立を証するため協定書 2 通を作成し、両者記名押印のうえ各 1 通保有する。

令和 3 年 1 1 月 1 日